

高島易断による靈感商法の実態

— 民事上の違法性と詐欺罪 —

山口 広 (弁護士)

第1. 被害顕在化の事実経過

1. 高島易断の被害相談

筆者が事務局長をしている全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」）の常設相談窓口には、20年以上前から毎年10件足らずの高島易断についての相談があった。しかし、いずれも単発的に100万円前後の金銭を支払わされたが納得いかないというものであり、比較的少額の被害で、弁護士費用を払ってまで被害回復したいという強い被害意識をもった相談ではなかったため、全国弁連でも敢えて取り上げて被害回復を図ることをしていなかった。

ところが、2005（平成17）年頃から、相談件数も、被害金額も急に増えはじめた。

おりから、テレビで江原啓之氏や細木数子氏らスピリチュアル・カウンセラーなどと称する有名人の番組が高視聴率を記録し、女性週刊誌でもこの種のカウンセラーの特集記事や宣伝が多くを占める事態となった。国民生活センターが集計した相談データでも、祈とうなどに関する相談が2002年度から2005年度までの4年間、429件、536件、751件、819件と急増する傾向にあった。

2. 指定役務の追加指定

このような動きを受けて、2007（平成19）年7月15日、経済産業省は、特定商取引法の適用対象となる指定役務に「易断の結果に基づき、助言、指導、その他の援助を扱うこと」（以下これを「占い後の祈とうサービスなど」という）を追加した。それまで、「占い」は指定役務に指定されていたが、占い後に祈

とう料名下に金銭を支払わせる行為は指定されていなかったもので、被害拡大の対策として追加指定されたのである。

なお、同法の指定商品制は、被害の後追いの運用であって、悪徳業者が法の隙間を狙って大量被害を生み出しているとの批判がかねてより強かった。このため、平成20年6月通常国会で指定商品制を廃止する法改正が行われ、同21年12月に施行されるに至った。

全国弁連は、このような動きを受けて2007（平成19）年12月4日に、スピリチュアル靈感被害110番を実施した。

4時間、5本の電話はとぎれることなく、55件、約1億3千万円の相談があった。相談の多くが、ヒーリングサロンを運営する「神世界」グループと高島易断によるものであった。

3. 経産省の行政処分

2008（平成20）年3月26日、経済産業省は、宗教法人幸運乃光（通称名「高島易断崇鬼占相談本部」）又は「高島易断総本部」、代表小澤茂男）に対して、特商法に基づき3ヶ月間の業務停止命令を下した。

宗教法人が、特商法に基づく行政処分を受けたのは初めてのことであり、それ自体重要であるが、高島易断の金集めの手口について、行政のメスが初めて入ったことも注目に値する。

経産省の発表によると、このグループは占いの後の祈とうサービスなどの、2007年7月15日に新たに指定された訪問販売行為を行って、2006年1年間で8億6100万円の売上を計上していたが、その行為が特定商取引法の次の規程に違反するとされた。

- ・本件契約の締結を必要とする事情や契約解除に関する不実告知（法6条1項6号、5号）
- ・効能、効果に関する不実告知（法6条1項1号）
- ・契約させ、又は契約解除を防げるための威迫、困惑（法6条3項）
- ・契約締結目的隠匿の上での公衆の出入りする場所以外での勧誘（法6条4項）
- ・勧誘目的等の不明示（法3条）

(チラシで勧誘する際、易鑑定料2000円以外に高額の契約が発生する可能性を明示しなかった。)

- ・法定書面不交付 (法5条1項)
- ・契約解除によって生じる債務の一部履行拒否 (クーリングオフをした消費者に全額返金しなかった) (法7条1号)
- ・顧客の財産状況に照らして不適當勧誘 (法7条3号、省令7条3号)

経産省は、3件の勧誘事例を詳しく明示しているが、その事例はいずれも詐欺で立件されるべき悪質な事案である。

経産省が認定した取引の概要は次のとおりである。

「宗教法人幸運乃光は、『高島易断の人生相談』と題する新聞折込広告を配布し、全国各地のホテルの一室等で約10日間、同法人の所属鑑定士による2千円の易鑑定会を開催する旨を宣伝している。同法人は、当該広告に誘引されて易鑑定会を訪れた消費者に対し、2千円の易鑑定又は3万円の『特別鑑定』と称する易鑑定の結果として、『神様に拝まなければ家族全員地獄に堕ちる。』、『もし2年間の祈願をしなければ、息子さんに大変な災いが起こる。』などと、あたかも祈願等契約を締結しなければならない事情が存在するかのよう告知し、本件役務である祈願の提供契約及び本件役務に必要な物品である『宝珠柱』と称する石塔や御札・数珠等の祈願法具の売買契約を締結させていた。」

4. 被害弁護団結成と交渉

この行政処分を受けて、全国弁連の相談窓口を高島易断の被害相談が多数寄せられるようになった。

2009 (平成21) 年4月までの約1年間に約400件、被害額約4億6770万円の被害相談があった。このうち、行政処分を受けた幸運乃光グループによるものが89件、1億6140万5000円にのぼっており、被害態様も悪質であった。

2008 (平成20) 年5月、筆者が弁護団長となり、18名の弁護士が被害弁護団を結成して、被害回復交渉に着手した。

後述するとおり、高島易断を称する個人やグループは多数あり、そのどのグループや個人による被害なのか、その特定に工夫を要した。いくつかのグループや個人は、一括もしくは分割での全額返還に応じた。しかし、応じたくとも

先立つものがない、新たな稼ぎができなくなったなどと被害弁護団のメンバーに泣きを入れてくるグループや個人もあった。

5. 幸運乃光グループとの交渉

幸運乃光は、行政処分から間もなく、組織は事実上休眠状態となった。再三申入してようやく2008（平成20）年8月に3回の交渉を小澤代表と持つことができた。

小澤代表は、2007年7月に指定役務に追加されて以降の被害者については、法律で定められた様式の契約書を交付していなかったことから、クーリングオフにより全額返還義務があることは明白であるため、全額返還すると明言したが、それ以前の被害者については不法行為に該当するか否か訴訟で争う旨述べた。

なお、交渉の当初は、返済資金がないとして、沖縄に墓地用に買収した土地があるのでそこに抵当権を設定して分割払いしたい旨述べたが、刑事上の動きを察知したためか、2007年7月以降の被害者の分は2008年10月までに全額返金した。

ちなみに、幸運乃光の知れたる財産である千葉市袖ヶ浦の本山の土地建物は無担保であったところ、行政処分後被害回復の動きを察知して、2008（平成20）年4月28日、熊谷寺（ゆうこくじ）と株式会社オフィスオザワとが合計17億円の根抵当権設定仮登記をした。熊谷寺とオフィスオザワは、いずれも小澤茂男代表が運営する法人であり、露骨な債権者の差押防護策と考えられる。

6. 訴訟提起と訴訟の現況

2008（平成20）年10月27日、被害者6名が宗教法人幸運乃光と小澤代表及び直接6人に説得した鑑定士らを被告として訴訟提起した。

2009（平成21）年5月11日、新たに5人が同種訴訟を提起し、その後、重篤の病気のため一人が訴訟取下をしたので、現在10名の原告が約2800万円の支払を求めて、東京地裁で審理中である。原告は、いずれも2007年7月以前の被害者である。

訴訟は、被告である鑑定士らへの送達で苦勞した。当初は本名や住所を特定できなかった。また、各被告の転居先が不明であったりしたため、実質的な審

理開始までに約半年かかった。

(近時、未公開株被害などの悪質商法の事業者では本件訴訟のように、実行行為者や役員を被告にして実損回復を図る必要性が高まっている。この場合、本件同様被告とした元役員や実行行為者への送達に苦勞することが多い。)

結局、鑑定士の一人が死亡と判明し、もう一人は公示送達となった。2010年5月10日に原告9名の尋問、同年5月31日に被告鑑定士4人の尋問、同年6月7日に小澤代表と重病原告の妻の尋問をした。年内にも判決が見込まれる。

7. 高島易断の活動

高島易断の多くは、ホテル等の会場を数日借り、勧誘の新聞折込チラシで宣伝して来場者を募るものである。行政処分以降、紛争に巻き込まれるのをおそれて新聞販売店が新聞折込チラシ配布を躊躇するようになった。ホテルも会場として貸すことを躊躇したため、高島易断を名乗るグループや個人が相談会を開催して集客することが困難になっている。

しかしながら、ほとぼりが冷めた平成22年以降、再び同様の新聞チラシによる高島易断の相談会が行われるようになりつつある。

筆者のもとに「自分はまじめに占易活動をしてきたのに昨今の高島易断バッシングで商売あがったりだ。何とかしてくれ」と言ってきた占い師がいる。筆者は、易占業者で倫理綱領をつくって、それを守ってやる旨誓約し、その旨明示したチラシを作成、領布したらどうかと提案した。例えば、①相談料は3000円だが、特別鑑定で3-5万円かかることもあると明示し、②一度に10万円以上支払ってもらうことはない旨明言してこれを実行し、③あくまで占いだから、必ずそうなるとは限らない。またことさら不安をあおって支払いを求めることをしない、このような倫理綱領が考えられる。残念ながら、今のところ自主的倫理綱領を明示するグループはないが、そうでもない限り、いずれ再び深刻な社会問題になると思われる。

第2. 高島易断とは

1. そもそも易占とは

幸運乃光グループをはじめとする悪質な鑑定士の手口は易占を口実にして、

ことさら人の不安をあおって、高額を支払わせるのであるから、易占とは何かを論じることの意味はほとんどないと思われる。しかし、念のため、上記訴訟において被告らがどのような主張をしているか、その準備書面を引用する。

「易の起源は、中国の伏羲氏にはじまるといわれ、4000年余の歴史を有する。易は、基礎分子である天、沢、火、雷、風、水、山、地の現象を八原子として八卦をつくり、この八原子の配合の理を考え森羅万象をト筮し、人事の吉凶、宇宙間の出来事の吉凶を説いたのである。そして、発展を重ね易の十翼をつくり「易経」が大成したものである。そして、高島易の易占は、(1) 勘に頼らず合理性、知性を基礎として得た卦を基に推究し、(2) 古来門外不出とされていた秘伝、口伝などを除き、各流の長所を採用したものととして実践することになっている。また、気学、人相学、手相学なども、全く科学的根拠を欠くものではなく、統計的結果に基づく一定の傾向を示すものとして、中国、日本などアジアを中心として運勢判断に併用されて今日に至っている。」

これが被告の主張である。

しかし、問題は、占いの結果のうち、特に悪い卦(け)を消費者に申し向けて不安をあおり、その不幸を免れるためにはどうしたらよいかと聞く気にさせたうえ、1、2年間にわたって連日、本山で祈願をしてもらう、そのために1日2000円(人によっては4000円)、1年分で146万円とか292万円などと高額の金銭を支払わせる手口にある。ほとんどの被害者がこのような説得を受けている。従って、この易一般についての被告の論述は幸運乃光グループの手口の違法性判断にあたっては全く意味を有しないのである。

2. 高島嘉右衛門(呑象)

嘉右衛門は、実在の人物であり、なかなかの苦勞人で実業家だったようだ。明治初期に横浜沖埋め立ての事業を手がけたことから、横浜市内に高島町の名が残っているという。

嘉右衛門は、明治10年から易の研究を始め、大正3年に死去するまで一人研究を重ねたようだ。これを商売(金もうけ)の材料にする気はなかったので、弟子をもたなかったし、グループも形成しなかった。

伊藤博文に信頼され、日清戦争の戦局を占った。伊藤の渡韓にあたっては悪

い卦が出ているので思いとどまるよう助言したが、伊藤は笑って相手にしなかった。渡韓した伊藤は現地で銃撃され死去した。

(持田綱一郎著の新潮新書『高島易断を創った男』2003年刊、参照)

3. 高島易断神聖館

嘉右衛門の死後、高島易断が広く知られるようになったのは、高島龍峰(本名木村某、昭和10年生まれ)が、昭和43年に静岡市葵区を本部とする高島易断神聖館の会長になって以降のようだ。龍峰は、政治家やタレントを顧客にもつようになり、週刊誌には暴力団との交流も書かれたが、集客力のある人物だった。彼のもとに多くの弟子達が集まり、そこで学んだ手口が全国に広がるようになった。後に幸運乃光グループを組織する小澤茂男も若い頃、数年間ここにいたと認めている。

龍峰は、易占料、祈願料として顧客が払う金を某宗教団体の分教会への寄付金として収納して税金免れを策した。こうして、貯めた資金で土地を取得し、そこに高島神社を建てるなどして組織力を誇示していたが、1992(平成4)年に仲間割れのため、神聖館から排斥された。それ以降、龍峰の元妻が組織と財政を牛耳ってきた。龍峰はその後、東京で活動し、東京都知事選挙に泡沫候補の一人として立候補したこともある。神聖館からは、小澤茂男だけでなく多くの分派が生まれたようだ。龍峰らが考え出したと思われる大金を出させるためのトークが昭和40年代から一気に全国に広がった。

4. 数十グループ、数千人

全国弁連で被害相談があったり、各種調査の結果判明した高島易断を名乗るグループは全国に70以上ある。

例えば、神聖館は、昭和58年7月から「高島易断総本部神聖館株式会社」を設立して運営していた。東京に鑑定所をもっていたこともある。小澤茂男のグループは、当初、発真会と称していたが、その後、(株)高島易断易占学院を設立し、町田、宇都宮などに鑑定所を設けた。山梨県山中湖村に神社をもつ神明館総本部もある。天照館、神州館、正道館、天神館、三宝館、慶神館、祐全館、人生館、神成館、永真館、天聖館、大神館等がある。これら各グループの離合集散の経過は不明である。これからも新しいグループができるだろう。

神聖館等組織に入ってそこで手口を学んで独立した人、かねて占いが好きで自分なりに勉強していた人が組織に入って組織内で活動している人、真言密教等の僧職にあった人が高島易断を名乗って易占を始めた場合など、各占い師の経歴もさまざまである。

しかし、ほぼ共通しているのは、新聞チラシとホテルの会場、チラシでは相談料2000円か3000円と表示して、この相談料であたかも人生の悩みが解決するかの如き宣伝をし、実際には悪い卦を申し向けて来場者の不安をあおり、来場者の懐の具合に応じて数十万円から数百万円を払わせるという手口である。このようなことをせず、町中に高島易断の看板を出してじっと来場者を待つ人もいるとは聞かすが、そんな人は極く一部のようだ。

チラシは一枚あたり6円以上かかる（印刷代と新聞販売店への支払）。これを少なくとも5万枚以上領布するので、30万円以上かかる（都心部では数十万枚領布するという）。会場や宿泊ホテル代も一週間で10万円以上かかるだろう。一日の来場者が10人いるとしても、一人から3000円だけでは明らかに赤字であり、少なくとも数人から数十万円、できれば数百万円払ってもらわないと採算がとれない仕組みになっている。こう考えると前述した相談料2000円、3000円のチラシは初めから詐欺的要素がある。

5. 小澤茂男

前述のとおり、彼は神聖館で、高島易断を標榜して人を集め、大金を払わせ、これを宗教法人が受領したことにして税金を免れる手口を学んだようだ。1959（昭和34）年5月生まれだから、昭和50年代の後半のことと思われる。彼は、1985（昭和60）年の頃、豊田商事静岡支店で働いていた。

一説には、破門されたとも言われているが、1987（昭和62）年頃、神聖館から独立して、翌88年に発真会を設立した。そこで資金を集めたのであろう。翌1989年には関西にある宗教法人熊谷寺（ゆうこくじ）の代表役員になり、1992（平成4）年4月には、東京赤坂に熊谷寺東京別院を開設した。1991年には、4億2000万円の所得隠しで摘発されたという報道もある。1994（平成6）年1月に宗教法人幸運乃光の代表役員になり、それ以来グループの中心人物として集金し蓄財していたようだ。

妻子とともに数年間、赤坂六本木ヒルズの住人となっていた。西麻布の事務所に本部機能を有する事務所、渋谷区内の別の施設を研修場として運営していた。その一方で、千葉市袖ヶ浦に寺院を造成して本山と称し、ここで毎日、祈願料を支払った人のために僧侶が祈願していると宣伝していた。

多い時は、40人程の鑑定士を容れていた。平成16、7年頃も20名程の鑑定士を4グループに分けて実績を競わせていた。毎月前半と後半に10日ずつ、人生相談会（鑑定会、易占会などともいう）を全国各地で開催し、そこに20名程の鑑定士と受付役を指名して派遣し、売上げは一旦本部に入金させてチェックしていた。10日で平均200万から500万円程の売上げになったという。仮に300万円の売上げだとすると、20人で6000万円、1ヶ月で1億2000万円、これを12倍すると14億4000万円の売上げとなるが、最盛期にはこの程度の売上げがあったと思われるし、これを認める法廷証言もある。

6. 高島易断の商標権裁判

小澤代表は、結果として「高島易断」を誰もが名乗ることができるという重要な判決を引き出している。

2000（平成12）年12月13日、東京高裁第13民事部は、当時、小澤が運営していた株式会社高島易断総本部の控訴を棄却した。控訴人は、被控訴人に対し「東京高島易断運命鑑定」とか、「高島易断洗心館総本部」と表示してはならないと主張したが、認められなかったのである。

東京高裁はその理由をこう述べている。

「控訴人において、退会した後の元会員に対して『高島易断』及び『高島』の号名の使用を禁ずべき合理的な理由があるかどうかについて見るに、控訴人の設立当時、既に多数の易占業者が『高島（高嶋）』の雅号を用いて、その営業に『高島易断（高嶋易断）』を含む表示を使用し、『高島易断』は、易占業そのもの、ないし易占業者の組織、団体を指す一般的な名称となっていたこと（中略）は、前示のとおりである。そうすると、控訴人において、『高島易断』ないし『高島』の名称の使用を独占すべき正当な理由はなく、本件誓約により、控訴人を退会した後の元会員に対してこれらの号名の使用を禁ずべき合理的な理由は乏しいというべきである。」

「さらに、『高島』の表示は、『高島易断』の一構成部分ないし単なる一般的な名字にすぎないことが明らかであり、その使用を禁止する必要性は一層乏しいといわざるを得ない。そうすると、これら表示の使用を包括的に禁止すべき合理的な理由はないから、控訴人の右主張は採用することができない。」

小澤は、2002年3月、他の高島易断グループはニセモノだなどと主張して、その業務を妨害したとして、偽計業務妨害で逮捕されたこともあり、自分の傘下にいた者が独立して活動を始めることに厳しく引き締めを計っていたようである。

第3. 典型的な被害パターン

1. まず、筆者が担当した幸運乃光グループの被害者Aさんの例を紹介する。

かねてパニック症候群の症状に悩んでいたAさん（30歳台、既婚女性）は、2007（平成19）年9月、新聞の折り込みチラシに「人生をあきらめてはいけない」と、あらゆる悩みが1回2000円の鑑相志納金によって解決するかの如く書かれていたので、すがる思いで予約申込みをして、会場のホテルを訪問した。そこで、鑑定士の高島例成は「あなたは運気が悪く、これから2年間もっと悪いことが起こり続ける。母方の水子の霊が見える。あなたには問題はないが先祖に問題がある。運気は一旦下がり出すとどこまでも下がりつづけるし、あなたに変えることはできないからね」などと、不安におとし入れて即日特別志納金として3万円を支払わせた。Aさんは殆どパニック状態で泣き通っていた。高島例成はそんなAさんに対し、「本当は千葉の本山にあなたが行けばいいのだが毎日に行けないだろうから、これから毎日2年と1ヶ月合計760日にわたって朝・昼・晩祈とうします。運気向上祈願、健康祈願、夫婦和合祈願をして、病気が治り望んでいる子どもがさずかるように祈とうします。16日からスタートするので、明日15日に190万円を持ってきて下さい。それによって早くて3ヶ月、おそくとも5ヶ月で効果が出ます」などと申し向け、翌日、現金190万円を支払わせた。

この被害は、特商法の指定役務に占い後の祈とうサービスが追加された後の被害だったこともあって、2007年10月に幸運乃光から全額返金された。

2. 次に前述した東京地裁に係属中の裁判の原告の一人の事例を紹介する。

(1) 訴状での原告A（30歳台、既婚男性）の主張は次のとおりである。

ア. 原告Aは、トラック車体メーカーで部品見積り等の業務を担当していた。同原告は、勤務先会社において、同期が昇進していくのに自分はなかなか昇進しないことなどの仕事上のことや子供ができないことなどに思い悩んでいた。

イ. 2002（平成14）年3月、同原告は、高島易断崇鬼占相談本部名の「人生相談会 悩み解決します 観相料二千円」と記載された新聞折り込み広告を見た。その折り込み広告には、運気を占えば、悩みや不安が全て解消されるかのように記載されていた。

原告は鑑定会場に行けば高額の祈祷料を支払わされて祈祷等の役務提供契約の締結を勧誘されることを知らないまま、調布クレストンホテル内の会場に赴いた。

ウ. 受付で、住所、氏名を記入させられ、受付の女性に2000円を支払った。そのうえで被告高島成迎のいる部屋にとおされた。被告成迎に対して悩みを話したところ、被告成迎は「話を聞いただけではわからない。3万円払えば、今の状況と解決方法が具体的にわかる。」などと言うので、原告は、その場で3万円を支払った。

エ. 被告成迎は、「運勢はいいけど、運気が良くない。これが昇格できない理由だ。」「このまま行くと、生命エネルギーがなくなっていく。」などと告げ、その言葉に不安に陥った原告が「死んじゃうんですか。」と尋ねたのに対し「そうです。」と答えた。「このままでは、家庭の不和を生みだすことになる。離婚に至るかもしれない。また、子供も早く作らなくてはならず、そのためにも祈祷が必要である。」などと原告の不安を煽り、「2年間、730日の間祈祷すれば、必ず運気があがり、昇格する。生命エネルギーもなくなるらないで済む。」などと申し向けて原告の不安をことさらあおった。そのうえで、被告成迎は、原告に貯金額を尋ね、原告が貯金が700万円くらいある旨回答すると、「では、830万円を支払うように。」と申し向けた。これに対して、原告がそんなに支払えないという、被告成迎

は本部に相談すると言って一旦席を外し、その後再び原告のところに戻ってきて「700万円支払えばいい。」などと申し向けた。

オ. このような経過で被告成迎によって畏怖誤信状態に陥らされた原告は、730日の役務提供契約を締結させられ、定期郵便貯金を解約して、700万円を支払わされた。

(2) これに対して被告側の認否は、3万円の受領のいきさつについてこう主張している。

「運氣・運勢・運命・時運等のことを易经や九星気学の面から話をするため、そのような話はしたことは認める。このようなことは観相鑑定の人に話をする。この話を理解された上で、なぜこのような状態（運氣が下降してしまった）になっているのかの原因については、特別鑑定をして、話をする。そして特別鑑定を希望されれば、鑑定にはいる。」

また、「このまま行くと、生命エネルギーがなくなっていく。」との原告主張について、「ある種のマイナスの運命エネルギーがはたらいて運氣を下げていると言った。」と主張した。

また、被告は「祈願をするということは、下がった運氣を上げて、元の状態にするということであり、そうなればめぐり合わせがよくなり、色々な事が好転する状態になるということをやったのである。」とも主張した。

更に700万円を支払わせた経過について、「『原告に貯金額を尋ね、700万円くらいある旨回答すると』とあるが、その事実は認める。被告は、『祈願を行うには志納金が必要になるが、どの程度の金額が可能ですか、出せる蓄えはどのくらいありますか』と尋ねた。しかし、生活に支障をきたしたり、蓄えが他に使用目的がある場合は、被告はその点は判らないため、原告が決められた可能な範囲で祈願修法を受けける旨を話したところ、原告は今回は700万円で原告とその妻の2名の祈願の申込があったのである。』

また、被告成迎のその後のフォローについてこう主張した。

祈願中の2年間、時おり相談に乗ってあげたと言いたいのであろう。

「被告は、祈願中は、何度も電話や面会で原告の相談に応じ、その都度、指導して来ており、原告は納得していた。」

(3) 訴訟における被告側の主張は、各原告についてこのようなものである。即ち、易占の結果を述べただけであり、ことさら不安をあおってはいない。祈願料は本人が納得して払ったものであるという。

この高島成迎は、徳島地裁の別件の裁判では証言したが、その後行方不明となり公示送達の対象となった。

2010年5月の本人尋問における被告代理人の、原告Aに対する反対尋問は、「あたるもハッケ、あたらぬもハッケというのに、なぜ、そんな話を信じて700万円も出したのか」とか、「当時は納得していたのに、行政処分の報道でなぜだまされたと思ったか」という趣旨のものであった。

3. 関西の別グループの被害（大阪高裁判決）

(1) 高島秀丞こと西園某について

2007年12月25日、神戸地裁洲本支部は原告の主張を認めて、439万4822円の支払を命じた。

原告は、大正15年生まれで、2004（平成16）年7月13日、淡路島三原町商工会での鑑定会で200万円を支払い、同年8月2日のシーパホールでの会で再び200万円を支払った。

被告は、高島易断霊心館総本部の名称で新聞チラシで集客していた。

地裁判決は判断基準として、「易断（占い）は、その性格からして、内容に合理性がないとか、成果が見られないなどの理由によって、これに伴う金銭要求が、直ちに違法性を帯びることにはならないものである。

しかしながら、易断に伴う金銭要求が、相手方の窮迫、軽率等に乗じ、ことさらその不安、恐怖心を煽るなどの方法や、自分に特別な能力があるように装い、その旨信じさせるなどの不相当な方法で行われ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で支払が行われたり、過大な支払が行われたような場合には、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として、違法性を帯び、不法行為となるというべきである。」と述べた。

その上で、本件事案について、1回目の200万円と2回目の200万円の領得行為について違法性を認め、こう述べている。

「本件鑑定1に際しての被告の発言は、悩みを多く抱えていた原告に対し、

今年中に死ぬとか、水子が足にすがって泣いているとか、子が未亡人になるなどの不吉な事実を告げて不安を煽った上で、被告が供養すれば原告を治すことができるかのように装い、その旨信じさせる、社会通念上不相当なものといえる。」「本件鑑定2に際しての被告の発言は、3日間拝んだことを告げた上、もう3ヶ月もすれば原告の体調が良くなり、原告の悩みの1つであったAの将来に関しても、良い結果が出ると述べ、自らにそのような力があるかのように装い、本件鑑定1によって既に不安を煽られ、また、Aの将来を心配している原告の状況を利用して、その旨信じさせた、社会通念上不相当なものといえる。」(2) この控訴審判決(大阪高裁第13民事部2008(平成20)年6月5日判決)も、地裁の判断を維持した。

まず、判断基準について、「易断による鑑定料の支払又は祈祷その他の宗教的行為に付随して祈祷料の支払を求める行為は、その性格上、易断や祈祷の内容に合理性がないとか、成果が見られないなどの理由によって、直ちに違法となるものではない。しかしながら、それに伴う金銭要求が、相手方の窮迫、困惑等に乗じ、殊更にその不安、恐怖心を煽ったり、自分に特別な能力があるように装い、その旨信じさせるなどの不相当な方法で行われ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で、過大な金員が支払われたような場合には、社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為として、不法行為が成立するというべきである。」と述べた。

そして、2度にわたって200万円を支払わせた行為についてこう判断した。

「本件鑑定1の際の控訴人の言動は、親族や健康上の多くの悩みを抱えて相談に訪れた被控訴人に対し、今年中に死ぬとか、水子が被控訴人の足にすがって泣いているとか、子どもが未亡人になるかもしれないなど、被控訴人にとって不吉な事実を次々と告げ、殊更に被控訴人の不安を煽った上で、控訴人が水子供養をすれば被控訴人やその子らに生じる害悪を取り除くことができるかのように装って被控訴人をしてその旨信じさせ、正常な判断が妨げられた状態で、鑑定料もしくは祈祷料名下に著しく高額な金員を支払わせたものであり、社会的に相当な範囲を逸脱した違法なものといわざるを得ない。

また、本件鑑定2における控訴人の言動についても、具体的な害悪の告知こ

そされていないものの、本件鑑定1の影響下から脱し切れていない被控訴人の、控訴人を信じたいという心情につけ込み、200万円という鑑定料としては著しく高額な金員を支払わせたものであって、これまた社会的に相当な範囲を逸脱した違法なものといわざるを得ない。」

(3) この高島秀丞こと西園某(61才)は、2008年1月、神戸市垂水区の女性(59才)に、「水子がいるので高野山の行者に毎日祈らせる」とウソを言って200万円を支払わせるなどの行為をしたとして、2009(平成21)年11月10日、兵庫県警に詐欺罪で逮捕された。過去11年間で約700人から約5億6000万円を集めていたと報じられた。その後、同年12月1日には共犯者として和歌山市善明寺の占師(70才)も逮捕された。

両名は詐欺罪で起訴され、自白しているので近く有罪判決が下される見込みである。

なお、この西園らの手口は、実際は高野山の行者に祈らせる事実がないのに祈らせるかのようにウソを言ったというものであって、幸運乃光グループの事件よりも原始的な詐欺事犯といえよう。

第4. 詐欺罪等刑事処罰の可能性

1. 特定商取引法違反による被害抑止(統一教会)

宗教的言辞を弄して多くの消費者から不当に高額の金銭を得る手口が広がる一方である。靈感商法に始まり、霊視商法、法の華三法行など目立つ大事件も相次いでいるが、街の祈祷師、占い師や宗教者が常軌を逸した大金を支払わせたという事件が多発している。

このような動きに対する、経産省の特商法に基づく行政処分は、極めて効果的なものであって高く評価できる。宗教団体であってもそれが法令違反の行為であれば、行政処分に何ら臆する必要はないと言えよう。

ここで特筆すべきは、統一教会信者が組織的に行っている靈感商法の手口による印鑑、数珠等の販売行為に対する、特商法違反による相次ぐ摘発である。

2007(平成19)年秋以降、3年間で10件約40名の信者が逮捕され、その全てが有罪判決をうけ、2名の懲役刑を含め罰金刑に処せられた。

これを表にすると次のとおりである。

	摘発時期	摘発された会社名など	処分結果
1	07年11月23日	沖縄「天守堂」(有) サンワールド沖縄 6名逮捕	特商法違反(威迫・困惑) 3名略式罰金50万円
2	08年2月13日	長野「煌健舎」 4名逮捕	特商法違反 略式罰金
3	08年9月26日	大阪「(有)ファミリーネットワーク」3名逮捕、貝塚教会など16ヶ所捜索	薬事法違反 略式罰金(両罰)
4	08年11月13日	新潟「(株)北玄」 3名逮捕、2名逮捕	特商法違反(威迫・困惑) 5名に略式罰金50万円と40万円
5	08年12月18日	福岡「孝運堂」「(有)サンジャスト福岡」 1名逮捕、福岡中央教会など捜索	特商法違反(威迫・困惑) 略式罰金50万円
6	09年2月10日	東京「(有)新世」 7名逮捕、渋谷教会など3教会を捜索 11月10日東京地裁判決	特商法違反(威迫・困惑) 5名略式罰金各100万円 1社2名公判請求 罰金800万円など 懲役2年と1年6月(猶予4年)
7	09年9月28日	大阪「(株)共栄」 4名逮捕、吹田教会などを捜索	特商法違反 略式罰金100万円と70万円
8	09年10月21日	和歌山「(有)エム・ワン」 3名逮捕、和歌山教会など6ヶ所を捜索	特商法違反 略式罰金50~100万円(両罰)
9	10年1月19日	大分「大分天一堂」 2名逮捕、大分教会などを捜索 別件で「(有)サンハート健美」 2名逮捕、大分教会など6ヶ所を捜索	特商法違反 4人が略式罰金50万円
10	10年6月30日	東京「ポラリス」強制捜査 1名逮捕	特商法違反(虚偽事実告知) で罰金40万円

殆どが威迫、困惑させて商品売りつけたというものであり、表の5ないし9は統一教会の教会にも強制捜査の手が入り、統一教会が組織的に販売行為を

させて実績を追及させていたことが証拠上も明白になっている。新たな被害の抑止にはかなりの効果をあげていると評価できる。

問題は、これだけ多くの刑事摘発を受けながら、未だに統一教会は宗教法人が組織的に展開してきたことを否定し、文化庁宗務課が何も手を打とうとしないことにある。

しかし、本稿の目的はそれよりも、この特商法違反の事件がなぜ詐欺罪として立件されないかということにある。現に表の4の新潟の事件では詐欺罪で捜査まではされたが、逮捕には至らなかった。6の東京の事件の5名の印鑑等を売りつけられた被害者の中には、その後ビデオセンターに連れて行かれて、1000万円を献金名下に交付させられた婦人もいたが、詐欺罪の立件には至らなかった。

「霊界の先祖があなたの救いを求めている」などと虚偽事実を告知して、財物を交付させているのだが、否認されたままでは欺罔の故意の立証が困難と考えられているようである。後述する詐欺罪認定の基準に鑑みれば、この壁は早晩克服されるべきである。

2. 霊視商法の詐欺事件

ア. 明覚寺と称する宗教法人では、新聞チラシで霊能による病氣治癒などの悩みごと解消を標榜して集客し、ビル内の「満願寺」を訪問した相談者から供養料の名目で11名から合計約2000万円を詐取したとして、代表役員が起訴され、名古屋地裁1999（平成11）年7月23日判決で懲役6年の刑に処せられた。

この事件で被告人は詐欺を否認したので、判決では詳しく詐欺罪の認定理由が述べられている（2003年9月別冊消費者法ニュース「宗教トラブル特集192頁以下、同グループ詐欺有罪判決は富山地判平成10年6月19日判タ930、278もある）。

イ. まず、判決は、「本件では、明覚寺所属の僧侶らが右認定のシステムに則って被害者らから「供養料」の拠出を求めた行為が詐欺罪に問われているのであるが、被害者らが「供養料」を拠出するに至る一連の過程では、「霊能」が重要な機能を果たしており、その「霊能」が如何なるもので

あったかが、詐欺罪の成否を判断する前提として大きな意味をもっている。」として、「霊能」がどんなものであったかを認定した。「しかしながら、本件において審理・判断の対象とされるべき『霊能』は、明覚寺における教養としての『霊能』の如何ではなく、「本件において明覚寺が『ちらし』で現に標榜し、明覚寺所属の僧侶であるfら実行行為者が満願寺を訪れた被害者らに対して実際に告げていた『霊能』が如何なるものであったか」が問題となるとした。そして、「実行行為者は、いずれも被害者らに対し被害者ら個々の悩みごとの『根源』である『霊障』を『霊能』により鑑定・識別したとして、具体的に特定して指摘するとともに、その『根源』を『供養』により成仏させて取り除き、被害者ら個々の悩みごとを現実的に解決する『霊能』がある旨告げていたものと認められる。」と認定した。「実行行為者が被害者らに告げていた『霊能』は、弁護人らが主張するような『加持力』といった抽象的・観念的な教養のレベルのものではなく、相談者ら個々の具体的な悩みごとの『根源』を個別的に鑑定・識別して具体的に特定したうえで、その具体的な悩みごとを『供養』により解決することができる能力を意味していたものと認められる。」として、この霊能がないのに、あるかのように偽って、相談者を誤信させたことを認めた。

ウ. そのうえで判決は、「鬼業即知法」と称して早見表にあてはめて一定の「霊障」を導いていたことや、「相談者リスト」で相談内容と関係ありそうな霊障を選び出して指摘していたこと、研修等でも相談者との話術訓練が重視されていたことなどを認定して、「以上に認定した『鬼業即知法』ないし『鬼業鑑定』の実態、『入信面談』において、実行行為者らが被害者らに『霊能』により鑑定したとして特定・指摘した『霊障』を導くに至った経緯の実情、実行行為者らが受けた研修等の実態、『相承之事』授与の実情等は、『霊能』がなかったことを認める実行行為者らの供述が真実であることを十分に裏付けている。実行行為者らには『霊能』はなかったことは明らかである。」

として詐欺罪の成立を認めた。

3. 法の華三法行詐欺事件

ア. 東京地判2000（平成12）年10月17日判決は、幹部女性信者を懲役1年6月、執行猶予3年の詐欺有罪判決を下すについてこう認定した（前掲消費者法ニュース特集号183頁）。「仕事、対人関係、子育てなどの悩みについて相談に訪れたA（当時三十七歳）に対し、真実は、同女の子供の自殺等を的確に予測し、これを確実に回避するための方策を提示する能力がないのに、これをあるように装い、足裏診断と称する個人面談を実施した上、「あなたの子供は短命に終わる。いつまで生きられるか分からない。上の子は不良になるし、いじめっ子になる。下の子はいじめられっ子になり、自殺する」、「あなたには、『八月十七日から研修に行きなさい』という天声が出ています。研修に行つて頭をとれば、全部解決できます。誰でも一生に一度は受ける研修で、その時期は天声で示されるから、その天声に従わないとチャンスがなくなってしまう」などと虚構の事実を申し向け、右Aをしてその旨誤信させて、現金140万円を交付させた。」

イ. 教祖的存在の福永法源と幹部信者Aに対する東京地裁の判決は2005（平成17）年7月15日で、福永は懲役12年、Aは4年の有罪であった（判例時報1933、131）。判決は福永とAの詐欺の故意と共謀を、詳細な事実認定をふまえて、福永が天声なるものを聞き、天行力なる力をあやつる特別の能力を持つなどは明らかな虚偽だと認定し、修行参加者から金員を騙し取ることを意図していたとして、こう判断した。

「教団幹部の間には、虚言を弄してでも修行参加者を多数獲得して、修行代等を納めさせる旨の謀議が成立していたところ、Aもその中枢部に加わっていたものであるし、自らが立ち会った面談フォローにおいては、殊更に虚偽であることを知りながら、修行参加の効果と病気、問題の解決を関連付け、修行参加を勧めていたのであるから、詐欺罪の故意はもちろん、他の共犯者らとの間で共謀を遂げていたことも明らかである。」

興味深いのは、Aが天声を信じ福永は天行力を送ることのできる特別な人間と信じていたのだから詐欺の故意も共謀もなかったと主張したのに対し、こう述べた点である。

Aは福永の『天声』であれば詐欺等の社会規範から逸脱する事柄であっても、教団幹部として、従順に遂行してきたのであって、それがいかにも信仰を背景とするものであろうと、社会規範による規制を受けるのは当然である。また、それ以前に、Aは、一方で、教団は歴とした宗教であり、修行は確実に病気を治したり問題を解決するものではないと考えていたにもかかわらず、他方で、本件各犯行においては、教団の宗教性を殊更に秘匿し、判示のとおり、そのような考えとは全く異なる欺罔文言が申し向けられている実態を十分に認識し、時に自らも面談フォローの際には欺罔文言を申し向けて修行参加を勧誘したり、新人天仕らに宗教性の秘匿方法や虚偽体験談の指導までしていたのであって、たとえ福永の天声、天行力あるいは教団の教義を信じていたとしても、その教義等の理解とは異なる言動を見れば、詐欺罪の犯意に欠けるところは何らないというべきである。」

4. 高島易断 幸運之光グループの詐欺

このような判例を見れば、高島易断のうち前述した詐欺罪で起訴された関西の事案にとどまらず、幸運之光の手口についても、今回は刑事摘発には至らなかったものの、優に詐欺罪の成立が認められるといえよう。

たしかに、占いによる卦を相談者に述べてはいるものの、それは相談者を不安に陥れるための決めぜりふにすぎない。幸運之光グループでは、相談者の悪い運気を良くするためには本山で1年とか2、3年間にわたって連日祈願をすしかないし、これをすれば必ず運気は良くなって悩みは解決し、不幸を免れると説明した。相談者は有名な伝統ある高島易断の名だたる鑑定師の先生が長年の研鑽の成果にもとづいて自分のために言っていると信じているので、この説明を疑うことができない。そして、「1日2000円で、1年間祈願を続けるために73万円が必要だ、これを払えば本山であなたのために1年間毎日祈願してくれる」と言われて、払わされた。鑑定師は本山の祈願が相談者にとって何の効能効果をもたらすものではないことを十分認識しているのに、これがあるかのように虚偽事実を申し向けている。

民事裁判で、鑑定師はこのような説明をマニュアルを丸暗記して言えるよう

に練習したことを認めている。10日間の相談会で売り上げ（相談者の支払合計）が悪いと配分率が下がるし、鑑定師から外されることもあると決められているので、一定の売り上げ水準になるよう努力したことも暗に認めている。

たとえ、自白を得ることができない否認事件であっても、多くのマニュアルや被害実態の裏付け等に基づいて、この種の宗教的粉飾をこらした組織的な金銭獲得行為について、詐欺罪の認定がなされることがあってよい場合があることを強調しておきたい。高島易断の悪質な手口についてはもとより、統一教会の先祖関係や霊界の恐怖をことさらあおって大金を出させるシステム化した行為についても同様である。

第5. 宗教者の役割

1. あるべき運用と現状

多くの消費者が心のうるおいを求め、相談相手・話を聞いてくれる相手を求め、生きがいや人生の目標を求める心情を持っている。そのような人々の心をもてあそび、宗教的言辞や靈感・運勢などを悪用して、大金を出させたり、自己犠牲的活動をさせる、心得ちがいをした宗教者がいる。また、宗教の仮面をかぶって金もうけや成り上がりを目論む人はなくなるだろう。むしろ今後増えるのではあるまいか。インターネットはその後押しもするし、早めに気づいた人の深入りを防ぐ役割も果たす。社会の片隅で、口こみで細々と活動していた気功師が、ガンが治るなどとインターネットで宣伝してあっという間にメジャーになったりする時代だ。

そこで、特定商取引法、薬事法、景表法等を活用して早めに被害を防止することが必要である。その時、その個人や団体が宗教的言辞を弄していることは、これらの法を活用した警察や行政による摘発・活動抑止を躊躇する理由にはならない。

エホバの証人の信者の子に対する輸血を親が拒否するために死にそうな時に、親権を奪う裁判所の決定がある。近親者（特に子供）が死亡したのにこれを死んでいないと言い張って死体を遺棄する刑事事件もある。このような明らかに現在の公序良俗に反した宗教的行為について、行政上の法的措置、場合に

よっては刑事摘発をすることが必要なことはある。

今回紹介した高島易断については、霊視商法の本覚寺派活動や法の華三法行の足裏鑑定同様、刑事摘発に適した事件があれば、詐欺罪による処罰も必要であろう。少なくとも大金を支払わせる目的をかくして、2000円の相談料で全ての悩みが解決するが如きチラシでの勧誘は認められるべきではない。

2. 宗教者の果たすべき役割

高島易断や神世界の事件、統一教会の事件等を多数担当して痛感するのは、精神的な充実・うるおい・相談相手・話し相手を求める人々が増えていること。そして、そのような求めに既存の宗教者が殆ど応じきれていない現実である。毎年3万人を越える自殺者が出る現実もこれと連動している。

女性週刊誌にあふれる占い師やスピリチュアルカウンセラー等々のおびただしい記事や宣伝。それだけ女性読者が相談相手・聞いてくれる人を求めており、身近にいないため、たとえ有料であっても職業的に聞いてくれる人に頼っていることを物語る現象である。

そこで強く提言したい。全国に7万5000ある寺院、その3分の1は住職がいないという。この各寺院で毎週定例日に人生相談会を一斉にしたらどうか。無料が望ましいが、会員制にして、時間限定で一斉にやるのがよいと思う。キリスト教会も一般市民から見ると近づきにくく敷居が高いのが現実である。寺院の企画に負けず、一斉に相談会をしたらどうか。勿論全国の神社でなさることも期待したい。

目指すのは喪失して久しい井戸端会議の再現である。地域社会のきずなを取り戻すなどと言っても抽象的すぎる。このような相談会活動が本当に定着したら、高島易断やスピリチュアルカウンセラー等々が不当な利得をむさぼることがむずかしい社会になるだろう。そのような活動が定着しない限り、今回報告したような被害はなくなる。

また、このような活動こそが、仏教、神道、キリスト教を日本社会において活性化させることにもなると思う。